

通所介護重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 : 044-276-9145

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分

担当者 : 今井 健二

2 指定通所介護サービス提供を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 NEXT LIFE
代表者氏名	代表社員 富永 章裕
所在地	神奈川県川崎市川崎区追分町 1-5
法人設立年月日	令和2年10月19日

3 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ネクストライフ
介護保険指定事業所番号	1475004188 号
事業所所在地	神奈川県川崎市川崎区追分町 1-5
事業の実施地域	川崎市川崎区、川崎市幸区、横浜市鶴見区
利用定員	25 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この指定通所介護事業は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等になった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
運営の方針	利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。また、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに向上を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（12/30～1/3 までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 6 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1 名 (介護職員を 兼務)
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤 2 名 (内 1 名は介護職員を兼務)
看護師・准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤 2 名 (機能訓練指導員を兼務)
介護職員	1 通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は、向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 5 名 非常勤 1 名
機能訓練指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能又は向上を目指し、機能訓練を行います。	非常勤 2 名 (看護職員を兼務)

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービス内容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間を送迎します。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他の利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービス提供時間数	3 時間以上 4 時間未満		4 時間以上 5 時間未満		5 時間以上 6 時間未満	
	利用料 (1 日当り)	利用者負担額 (1 日当り)	利用料 (1 日当り)	利用者負担額 (1 日当り)	利用料 (1 日当り)	利用者負担額 (1 日当り)
要介護 1	3,966 円	397 円	4,159 円	416 円	6,110 円	611 円
要介護 2	4,534 円	453 円	4,759 円	476 円	7,214 円	721 円
要介護 3	5,134 円	513 円	5,381 円	538 円	8,329 円	833 円
要介護 4	5,713 円	571 円	6,003 円	600 円	9,433 円	943 円
要介護 5	6,303 円	630 円	6,614 円	661 円	10,548 円	1,055 円

サービス提供時間数	6 時間以上 7 時間未満		7 時間以上 8 時間未満	
	利用料 (1 日当り)	利用者負担額 (1 日当り)	利用料 (1 日当り)	利用者負担額 (1 日当り)
要介護 1	6,260 円	626 円	7,053 円	705 円
要介護 2	7,386 円	739 円	8,352 円	835 円
要介護 3	8,533 円	853 円	9,648 円	965 円
要介護 4	9,658 円	966 円	10,966 円	1,097 円
要介護 5	10,805 円	1,081 円	12,306 円	1,231 円

※送迎費は上記利用料金に含まれます。

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
サービス提供体制加算Ⅱ	192 円	19 円	1 日につき
入浴介助加算Ⅰ	428 円	42 円	1 回につき
介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ	介護報酬総単位数の 10.9%		

(4) その他の費用について

昼食材料費	600 円
おやつ代	100 円
オムツ代・リハビリパンツ代・コーヒー代	100 円
パット代	50 円
その他	レクリエーションに係る費用等

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	1 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額がサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月までに利用者あてお届け（郵送）します。
利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	1 毎月 27 日に指定口座より自動振替いたします。 2 入金確認ができましたら、領収書を発行します。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理責任者・今井 健二
-------------	-------------

(2) 成年後見制度を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及のための研修を実施しています。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 業務継続計画（BCP）の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制の早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 ハラスメント対策

当社の職場環境や利用者への通所介護の提供において、ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)の防止の為の取り組みとして、指針の作成、職場内・ご利用者様やご家族様(代理人を含む)との関わり、関係機関との連携等におけるハラスメント対策、研修の実施等を行います。

通所介護の提供においてご利用者様、ご家族様または代理人のいずれかによるハラスメント行為が発生し、適切に支援を提供できない状況になった場合にはサービスの中断や契約の解除をすることがあります。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当社の苦情・相談担当者の氏名及び連絡先

① 管理責任者 今井 健二

② 電話番号 044-276-9145

(2) 当社以外に、区の福祉・介護担当窓口で苦情を伝えることができます。

市町村名

川崎区役所 高齢・障害課

電話番号 044-201-3080

公的団体名

神奈川県国民健康保険団体連合会

電話番号 045-329-3447

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項を説明を行い、本書面を交付しました。

〈事業者〉 合同会社 NEXT LIFE

(介護保険事業所指定番号 1475004188 号)

〈代表者氏名〉 代表社員 富永 章裕 印

〈事業所名称〉 ネクストライフ

〈住 所〉 神奈川県川崎市川崎区追分町 1 - 5

〈説明者氏名〉 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明及び書面の交付を受け、それに同意しました。

同意日 令和 年 月 日

＜利用者＞ _____ 印

＜利用者家族＞ _____ 印

＜代理人＞ _____ 印